

許可番号 01120192288

産業廃棄物処分業許可証

住 所 東京都足立区入谷五丁目2番30号森田ビル1階

氏 名 株式会社東建産業
代表取締役 杉井 文治

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕

許可の年月日 令和 7年 2月27日

許可の有効年月日 令和12年 2月26日



1. 事業の範囲

中間処理

破砕：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず
(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類 以上7種類
圧縮梱包：廃プラスチック類、紙くず、繊維くず 以上3種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

埼玉県吉川市大字中井字小松川47番1、47番2、47番3、48番1、48番2、48番3
以上6筆(面積1,367.80㎡)

処理施設及び保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

- (1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2.に掲げる場所で行うこと。
(2) 中間処理は、裏面に掲げる処理施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
令和 7年 2月27日	指令産廃第1091-1号	新規許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

許可番号 01120192288

処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破碎施設	4. 49 t/日 (8時間)	廃プラスチック類 以上1種類	令和 7年 2月27日 — —
	4. 44 t/日 (8時間)	紙くず 以上1種類	
	4. 68 t/日 (8時間)	木くず 以上1種類	
	4. 15 t/日 (8時間)	繊維くず 以上1種類	
	12. 27 t/日 (8時間)	金属くず 以上1種類	
破碎施設	39. 19 t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず 以上1種類	令和 7年 2月27日 令和 5年11月27日 7-52
	39. 71 t/日 (8時間)	がれき類 以上1種類	
圧縮梱包施設	318. 90 t/日 (8時間)	廃プラスチック類 以上1種類	令和 7年 2月27日 — —
	346. 49 t/日 (8時間)	紙くず 以上1種類	
	166. 10 t/日 (8時間)	繊維くず 以上1種類	

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃プラスチック類 以上1種類	5. 0 m ²	1. 3 m (屋外) (2. 1 m ³ 鉄箱×2個)
紙くず 以上1種類	2. 5 m ²	1. 3 m (屋外) (2. 1 m ³ 鉄箱×1個)
木くず 以上1種類	2. 5 m ²	1. 3 m (屋外) (2. 1 m ³ 鉄箱×1個)
繊維くず 以上1種類	2. 5 m ²	1. 3 m (屋外) (2. 1 m ³ 鉄箱×1個)
金属くず 以上1種類	5. 0 m ²	1. 3 m (屋外) (2. 1 m ³ 鉄箱×2個)
ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず、がれき類 以上2種類	72. 0 m ²	2. 0 m (屋外)
繊維くず 以上1種類	2. 5 m ²	1. 3 m (屋外) (2. 1 m ³ 鉄箱×1個)
廃プラスチック類 以上1種類	8. 1 m ²	1. 5 m (屋外) (8. 1 m ³ コンテナ×1個)
紙くず 以上1種類	8. 1 m ²	1. 5 m (屋外) (8. 1 m ³ コンテナ×1個)
紙くず (古紙再生用に限る。) 以上1種類	8. 1 m ²	1. 5 m (屋外) (8. 1 m ³ コンテナ×1個)

(以下余白)